

【福祉貸付・医療貸付共通】

感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金の取扱いに係るQ & A

【目次】

(1)お手続きについて…………… P 1

Q1－Q4

(2) 制度・条件・対象について …………… P 2

[福祉貸付・医療貸付共通] Q5－Q16

[医療貸付のみ] Q17－Q23

(※医療貸付をお申し込みの方はこちらも確認ください。)

(3) 本資金の資金使途について …………… P 6

Q24

(1)お手続きについて-----

Q 1 どのように手続きすればよいですか？

A 1 感染症の集団感染（クラスター）の発生などにより施設等の一部又は全部の機能が停止した方で、感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したこと等に伴い必要な経営資金・長期運転資金（以下、「感染症等対応資金」）の利用を希望する方は、福祉医療機構ホームページからダウンロードした借入申込書に必要な書類一式を、当機構あて送付してください。送付先は以下のとおりです。（問い合わせ先はQ 4に記載）

なお、所定の審査がございます。感染症発生の影響に伴う施設の機能停止等による損失状況、経常赤字（経常損失）や債務超過等の経営改善、その他不明な点等の確認が必要なお客さまには、当機構からご連絡させていただいております。

【宛先】

〒105－8486

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号

ヒューリック神谷町ビル 10 階

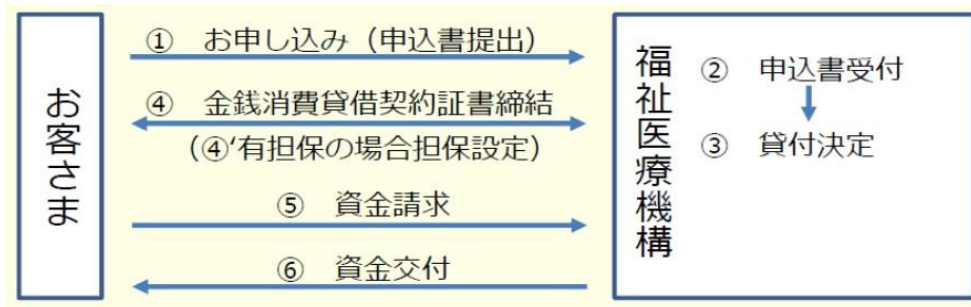
独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 対応支援課

（福祉貸付の場合）借入申込書（福祉貸付） 受付担当 行

（医療貸付の場合）借入申込書（医療貸付） 受付担当 行

Q 2 借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A 2 次のような流れになります。有担保の貸付となるか、無担保の貸付となるかでお手続きが異なりますのでご注意ください。（担保についてはQ 1 3をご参照ください。）



Q 3 融資までどのくらいの日数がかかりますか。

A 3 できるだけ速やかにご融資ができるよう努めておりますが、現在、多くのお客さまからご相談いただいている状況であり、順番にご対応させていただいております。

また、お客さまのお申し込み内容や貸付条件（担保の有無）によって審査にお時間をいただく場合があるため、必ずしも融資の時期についてご希望に沿えないことがありますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q 4 融資に関する問い合わせ窓口を教えてください。

A 4 融資に関するお問い合わせ窓口は以下のとおりとなります。

ご相談フリーダイヤル：（福祉） 0 1 2 0 - 3 4 3 - 8 6 2

（医療） 0 1 2 0 - 3 4 3 - 8 6 3

※携帯電話等でつながらない場合：（福祉） 0 3 - 3 4 3 8 - 0 4 0 3

（医療） 0 3 - 3 4 3 8 - 9 9 4 0

融資に関するお問い合わせフォーム

（福祉）

[お問い合わせフォーム\(福祉貸付\)](#)

（医療）

[お問い合わせフォーム\(医療貸付\)](#)

(2)制度・条件・対象について-----

〔福祉貸付・医療貸付共通〕

Q 5 どのような資金について融資を受けることができますか。

A 5 施設利用者や施設職員等に、新型コロナウイルスなどの感染症の集団感染（クラスター）が発生するなどにより、施設の一部又は全部の機能が停止した事業者の方に対する減収補てんのための運転資金です。

Q 6 融資を受けることができる条件は何ですか。

A 6 施設利用者や施設職員等に、新型コロナウイルスなどの感染症の集団感染（クラスター）が発生するなどにより、施設の一部又は全部の機能が停止した施設・事業等がご融資の対象となります。

なお、福祉貸付にて融資対象となる事業の種類は、福祉医療機構ホームページに載している主な「融資対象施設・事業」をご確認ください。

詳細につきましては、上記 A 4 に記載の窓口までお問い合わせください。

Q 7 借入額に制限はありますか。

A 7 感染症の発生に伴う施設・事業の機能停止等により収入に影響を受けた月と、**直近 6 カ月のうち最も高い月の収入の差額（減収分）の 3 倍を上限に、借入申込金額をご検討ください。**

「感染症等対応資金に係る補足説明（提出書類 2）」で、融資額の上限目安が算出されますので、申込書作成の際にご確認ください。また、補足説明の添付資料として、減収額を確認できる資料、感染症の事実を確認できる資料（保健所への報告書等）の提出が必要となります

決算書上の売上高に見合う金額（事業規模）や感染症の発生に伴う施設・事業の機能停止等により収入に影響を受けた損失状況を確認の上、借入申込額を調整させていただく場合がございますので、予め精査をしてください。

Q 8 開業から 1 年未満の場合は、感染症等対応資金は受けることができますか。

A 8 本資金は、創業から間もない場合の新規開業資金に充てていただくものではございませんので、原則融資不可となります。

ただし、クラスターの発生等、感染症の発生に伴う施設・事業の機能停止等による影響が明らかで、特別な事情がある場合に対象となることがありますので、ご不明な点などがありましたら、上記 A 4 に記載の窓口までお問い合わせください。

Q 9 資金使途に制限はありますか。

A 9 本資金は、施設利用者や施設職員等が感染症への罹患・集団感染（クラスター）が発生し、施設の一部又は全部の機能が停止したこと等による減収の補てん等に充てる資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。

ただし、本資金を既往借入金の繰上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性があります。

Q 10 本資金の融資を一度受けた後、更に融資を受けることはできますか。

A 10 融資限度額の範囲内であれば複数回、融資を受けることが可能です。

ただし、既に実行した額と次回申込額を合わせ、減収額を基に算出した融資の上限

目安額や決算書上の売上高に見合う金額（事業規模）などを確認の上、借入申込金額を調整させていただきます。

また、実行済みの借入金額の使途や使用状況を確認させていただく場合がありますので予めご了承ください。

Q 1 1 本資金の融資を一度受けた後、更に融資を受ける場合の必要書類は何ですか。

A 1 1 改めて借入申込書一式を郵送によりお申し込みください。

Q 1 2 新型コロナウイルス対応支援資金（以下「コロナ融資」）の融資残高がある場合に、融資を受けることはできますか。

A 1 2 可能ですが、コロナ融資を無担保で融資を受けている場合、本資金の融資については無担保での融資が受けられない場合がございます。

Q 1 3 貸付利率や担保などの融資条件について教えてください。

A 1 3 融資条件は以下のとおりとなります。

なお、保証人については、保証契約に依存しない保証人不要制度(福祉貸付 0.05%、医療貸付 0.15%の利率を上乗せ)がご利用できます。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

融資金額	直近 6 カ月のうち最も高い月の収入と、感染症等の影響を受けた月の収入の差額（減収分）の 3 倍以内
貸付利率	基準金利
償還期間（据置期間）	10 年以内（1 年以内）
無担保貸付	500 万円以内

※現在の基準金利は[金利情報](#)をご覧ください。

Q 1 4 法人単位での申し込みになりますか。

A 1 4 施設単位での申し込みになります。ただし、法人全体でご返済可能な範囲の借入額であることが要件となります。

Q 1 5 借入金の返済の途中で、繰り上げて返済することはできますか。

A 1 5 借入金の返済の期限前に返済予定を繰り上げて借入金一部又は全額を返済することは可能です。ただし、繰上償還に伴う弁済補償金は発生しますので、ご注意ください。

※弁済補償金について

固定金利で約定した融資の期間の途中でお客様から繰上償還された場合、機構が将来得

られるべきであった利息が得られなくなる一方で、当該資金を融資財源として再運用（貸付）する場合にその時点の金利情勢によっては将来に同様の利息を得られない「再運用リスク」が生じることから、このリスクによる損失を補うため、お客様との契約に基づき合理的に算出された金額（将来の元利金の現在価値に対して繰上償還元金だけでは不足する金額）を弁済補償金としてお客様にご負担していただくものです。

Q 1 6 団体信用生命保険へ加入することはできますか。

A 1 6 団体信用生命保険特約制度がありますので、一定の要件を満たせば加入していただくことができます。この制度に加入された場合、万が一融資を受けた方が、死亡又は高度障害の状態になられたときは、一定額（1億円）を限度に借入金が保険会社から受け取る保険金によって弁済されます。

制度の詳細については、「外部リンク：[公益財団法人社会福祉振興・試験センター](#)」をご覧ください。

〔医療貸付のみ〕

Q 1 7 「減収」とは、医業収益のみの減収額で計算するのでしょうか。あるいは、医業外収益も含めるのでしょうか。

A 1 7 医業収益のみの減収で計算します。医業外収益は含めません。

Q 1 8 個人の診療所・歯科診療所ですが、本資金の対象となりますか。

A 1 8 融資の対象となります。

Q 1 9 薬局は本資金の対象となりますか。

A 1 9 融資の対象外となります。

Q 2 0 株式会社・合同会社等で指定訪問看護事業（訪問看護）を運営していますが、本資金の対象となりますか。

A 2 0 指定訪問看護事業は当機構の融資の対象施設となるものの、株式会社・合同会社等での申し込みは融資の対象外となります。

Q 2 1 株式会社・合同会社等で指定通所リハビリテーション（デイケア）事業を運営していますが、本資金の対象となりますか。

A 2 1 指定通所リハビリテーション事業は当機構の融資の対象施設となるものの、株式会社・合同会社等での申し込みは融資の対象外となります。なお、診療所（通所リハビリテーション事業所を有する診療所を含む。）は、融資の対象となります。

Q 2 2 沖縄県で医療施設を運営していますが、本資金の対象となりますか。

A 2 2 沖縄県の医療施設を運営されている方は、当機構の融資ではなく、沖縄振興開発金融公庫の融資の対象となります。沖縄振興開発金融公庫 融資第一部

産業開発融資班（TEL 098-941-1765）へお問い合わせください。

Q 2 3 自由診療が収益の 1 0 0 %を占める診療所（又は病院）ですが、本資金の対象となりますか。

A 2 3 当機構の医療貸付の融資を受けられるには、保険医療機関として継続して運営している必要があります。一時的に自由診療が収益の 1 0 0 %となっている診療所（又は病院）であっても、保険医療機関として指定を受けていれば、お申し込みは可能です。

(3)本資金の資金使途について-----

Q 2 4 本資金により、民間金融機関からの借入金の借り換えを行うことはできますか。

A 2 4 本融資制度は、施設の利用者や施設職員等に、新型コロナウイルスなどの感染症の集団感染（クラスター）が発生するなどにより、施設の一部又は全部の機能が停止したこと等による減収の補てんに充てる運転資金であるため、人件費や経費に充てていただくものであり、他の金融機関の借入金の借り換えにはご利用いただけません。